

第五十二号議案

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月二十四日

提出者 江戸川区長 多田正見

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

東京都計画小松川地区地区整備計画の決定がされたため、条例の適用区域に
東京都計画小松川地区地区整備計画区域を加える必要があるため、本案を提出
いたします。